

都市計画法関係

区 分	手 数 料 の 額	
開発行為許可申請手数料	(1) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	
	開発区域の面積	
	0. 1ha未満	10,000円
	0. 1ha以上0. 3ha未満	22,000円
	0. 3ha以上0. 6ha未満	45,000円
	0. 6ha以上1ha未満	90,000円
	1ha以上3ha未満	130,000円
	3ha以上6ha未満	180,000円
	6ha以上10ha未満	220,000円
	10ha以上	310,000円
	(2) 主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	
	開発区域の面積	
	0. 1ha未満	13,000円
	0. 1ha以上0. 3ha未満	31,000円
	0. 3ha以上0. 6ha未満	67,000円
	0. 6ha以上1ha未満	130,000円
	1ha以上3ha未満	210,000円
	3ha以上6ha未満	280,000円
	6ha以上10ha未満	350,000円
	10ha以上	490,000円
	(3) (1) 及び (2) 以外の開発行為	
	開発区域の面積	
	0. 1ha未満	90,000円
	0. 1ha以上0. 3ha未満	130,000円
	0. 3ha以上0. 6ha未満	200,000円
	0. 6ha以上1ha未満	270,000円
	1ha以上3ha未満	400,000円
3ha以上6ha未満	530,000円	
6ha以上10ha未満	680,000円	
10ha以上	910,000円	
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が910,000円を超えるときは、その手数料の額は910,000円とする。	
	ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じた開発許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額	
	イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額	
	ウ その他の変更については、10,000円	
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料	47,000円	
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	27,000円	
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積	
	0. 1ha未満	10,000円
	0. 1ha以上0. 3ha未満	18,000円
	0. 3ha以上0. 6ha未満	40,000円
	0. 6ha以上1ha未満	70,000円
	1ha以上	99,000円
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	(1) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの	1,800円
	(2) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	2,800円
	(3) 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、(1)及び(2)以外のもの	18,000円
開発登録簿の写しの交付手数料	用紙1枚につき	500円
開発行為(建築等)に関する証明手数料	1件	400円
その他の証明	1件	300円